



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	学校におけるソーシャルワークの試み：東ロンドン、Bow Family Centre の活動
Author(s)	松本, 伊智朗
Citation	教育福祉研究, 5, 15-23
Issue Date	1999-02
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/28327
Type	departmental bulletin paper
File Information	5_P15-23.pdf



学校におけるソーシャルワークの試み — 東ロンドン、Bow Family Centre の活動 —

1 はじめに

Bow Family Centre (以下BFCとする)は、イギリスのロンドン東部にあるBow中学校内に置かれている、子ども・家族を対象とするソーシャルワークを目的とした独立の機関である。一般的にイギリスでFamily Centreとは、主に学齢以下の子どもとその家族を対象にして、例えば発達遅滞や親のペアレンティング技術の未熟など家族が子どもの養育に困難を抱えている場合利用する通所型の施設をさすが、BFCはこれとは別である。筆者は1998年の5月から9月にかけて、前後4回に渡りBFCを訪問する機会を得た。本稿の目的は、この訪問時の聞き取りに基づいてBFCの活動の概要を紹介すること、およびそこから示唆される学校におけるソーシャルワークに関する論点を整理することである。

ところで周知のようにイギリスでは、各地方教育局(Local Educational Authority)に教育福祉官(Education welfare officer)が置かれ、1名の教育福祉官がいくつかの小・中学校を担当して子ども・家族の福祉問題に対応している。この教育福祉官は1944年教育法で設置が定められているが、その前身を1870年の初等教育法による訪問督学官(School attendance visitor)にさかのぼることが出来る。この名称からわかるように、訪問督学官は児童労働等を背景とする長期欠席に関して、子どもの親に対し子どもを学校に出席させる法的責任の履行を迫ることが職務の内容であった。その後付加的に、福祉問題を対象とするソーシャルワーカーとしての役割が増大してきた⁽¹⁾。もっとも1870年当時は児童労働からの保護と就学の確保が子どもの福祉問題の最大のものの一つであったらうから、この対象分野と役割の拡大は、その時代の子どもの福祉問題それ自体の変化と拡大を反映していると考えてもよいだろ

う。

こうした経緯を反映して、今日の教育福祉官は長期欠席、「怠学」問題に関して親に対して子どもの出席を督促する行政官という側面と、子ども・家族のさまざまな福祉問題に学校という場で対応するソーシャルワーカーとしての側面を合わせ持っている。この二つの問題は、実体的にはしばしば重なり合うだろう。しかし一方で「教育福祉官の担っている個々の職務内容でもっとも緊張をはらむのは、学校出席を強制する法律執行の職務と、すべての学校生徒の福祉全般に留意するという職務との間である⁽²⁾」と言われるように、この二つの側面は一定の矛盾をはらんでいる。そして後者の側面の役割の強化が、今後期待されている。ロンドン内の自治体では教育ソーシャルワーカー(Education social worker)と名称を変更することが近年の傾向であるのも、子ども・家族の福祉問題に対応するソーシャルワーカーとしての位置づけを明確にして、ソーシャルワーカーとしての役割と専門性をより求めていく方向の反映であると考えられる⁽³⁾。

さしあたりここでは、イギリスにおいては「義務教育」の成立時から教育制度の中に、子どもの福祉を主たる関心事とする職種が置かれ今日まで展開しているという事実を確認しておきたい。そして今日、教育福祉官のソーシャルワーカーとしての専門性が期待されていることも、あわせて確認しておきたい。

さてここで以下紹介するBFCは、地方教育局に属する組織ではない。学校が独自に設立の判断をし、学校の敷地内にあるものの学校とは別個の運営主体によって運営される、学校に通う子ども・家族を対象とするソーシャルワーク機関である。上述のようにイギリスでの議論が学校におけるソーシャルワークの機能を強化する方向にあるとはいえ、こうした独自機関の設置はまれであり、

たいへん「踏み込んだ」、先駆的な試みである。地区の教育福祉官の機能に不満を持った学校側が、自前でやり始めたともいえるかもしれない。筆者が訪問した時点で設置から2年を経過したばかりであり、その活動に評価を下すことは早急に過ぎるだろう。ここではこうした先駆的な独自の活動を紹介することで、学校におけるソーシャルワークに関する今後の議論の手がかりを得ることが出来ればと考えている。なお本稿での特に注記のないBFCに関する情報は、BFCのスタッフであるMathew Smith氏とWin Dempseyさんからの聞き取りに基づいている。

2 Bow 中学校と地域

(1) Bow 中学校

Bow 中学校とBFCは東ロンドンのタワーハムレット行政区にある。一帯はいわゆるEast Endと呼ばれる地域で、テムズ川に面したドックをひかえた古くからの労働者街として知られる。現在ではロンドンの中では貧しい家族が多く居住する地域としても知られ、ロンドン北部の小奇麗な住宅地などに比較すると、「荒れた」雰囲気が街にある。庭の手入れなどもほとんどされていない家が多い。学校内で見かける子どもも、人種的にマイノリティに属する子どもが多い。

Bow 中学校は、11歳から16歳（第7学年から第11学年）の生徒数約700名が通う男子校である⁽⁴⁾。これを第9学年以下のLow schoolと第10学年以上のHigh schoolの二つに分けて運営している。公立学校(County school)であり、予算は地方当局の支出によってまかなわれている。しかしながらイギリスの学校においては、予算の編成と執行、カリキュラムの編成、教職員人事などの学校運営に関わる権限は各学校の学校理事会(School Governor Committee)に属しているので、学校の独立性は日本に比較して高く、公立であるBow 中学校も例外ではない⁽⁵⁾。

貧困地域であるということを背景として、教師やBFCのスタッフは口をそろえて「この学校での仕事は大変難しい(tough)」という。ロンドン

の中でも、個別的な指導をと援助を必要とする子どもが多い「教育困難校」と言ってもよい。参考までに筆者が見学した、第7学年の理科の授業の様子を記しておこう。

教師は中年の男性、生徒数20名のクラス、授業内容はそれぞれの生徒が教材のブロックの体積と重さを測定して比重を計算することである。私語が多く、うるさい。歩き回る生徒多数、じっと椅子に座っている生徒は2、3人にすぎない。サッカーボールで遊び出す子どももいる。教師も「聞け！」と何度もなる。しかし体罰等のきざしはなく、怒鳴る際にも「Gentleman」と「Please」を必ず付ける。それでも板書をする、書きうつす子どもが多い。それぞれが課題を試み、教師がそこを巡回して指導をしているうちに、終了の時間となった。教師は、学年が上がると少し落ちついて来るがhard workだ、日本じゃこんなことはないだろうと語ってくれた。見たところ、20人の生徒の過半数がマイノリティに属する人種である。また20人のうち8人が、「特別な教育ニーズを持つ子ども(Special Educational Needs—以下SENとする)」に認定されている。後述のように一般的には約2割の比率であるから、このクラスはSENの子どもをかなり多く含んでいる。

(2) 特別な教育的ニーズ (SEN)

BFCの紹介に入る前に、前項でふれた‘特別な教育的ニーズ—Special Educational Needs’—SENについて、若干の解説をしておきたい。SENとは1981年教育法に定められている概念で、特別な教育的ニーズを持つ子どもを認定して、そこに多くの教育資源、教育的配慮や指導を割り当てる制度がとられている。また各学校には複数のSEN担当教員とコーディネーターが置かれている。

この際の特別な教育ニーズとは、子どもの障害や発達遅滞はもとより、学習の遅れ、英語が母語ではないなどの言語上の不利、多い欠席等々、幅広い。イギリス全体では生徒全体数の18%がこの認定を受けており⁽⁶⁾、教育現場では一般的な概念である。このように子どもの社会的不利を特定し

ていく考え方が教育現場で定着していることは、興味深い。評価と認定は各学校と地方教育局で行われる。程度に応じて5段階に分かれており、内容の具体例は以下である⁽⁷⁾。第1段階から第5段階にいくほど程度が「重い」、すなわちより多く特別な援助を必要としていると考えてよい。

第1段階 (Stage 1) —最初の段階。名前を特定して、担当の教員が特別な注意を払う。また学期ごとの教員の会議で状態を確認する。学習が遅れている子どもや欠席がちの子どもなどが含まれる。この段階では、地方教育局からの予算は付かない。

第2段階 (Stage 2) —子どもの状態に応じて、いくつかの具体的なサポートが図られる。学校内ではSENのコーディネーターの対応が開始される。またこの段階から、段階と人数に応じて地方教育局からSENのための予算が配分される。

第3段階 (Stage 3) —個別評価に基づく個別教育計画 (Individual Plan of Education) が立てられる。これは学校と地方教育局の協力で行われるが、立案の責任は学校がもつ。クラスの中に助手の教員 (Class room Assistant) が配置され、その外に追加の人的配置がある⁽⁸⁾。

第4段階 (Stage 4) —対応の内容は第3段階と同様であるが、個別評価と個別教育計画の立案の責任は地方行政当局に移る。

第5段階 (Stage 5) —いわゆる中度から重度の障害児が中心。障害児学校などに通う場合は、私立校も含めて学費、寮費、交通費等の費用は全額地方教育局が負担する。この認定を一般にステイトメント (Statement) と呼んでいる。逆に、障害児学校に通学している場合は、ほぼすべての子どもがステイトメントを得ていると考えてよい。普通校に通学している場合は、追加の人的配置が行われる。

3 Bow Family Centre の概要

(1) 設置の経緯

BFCは1996年4月に設置され、半年の試験的な期間を経て同10月から本格的に活動を開始し

た。設立のきっかけになったのは、1992年に学校の定員の規模をそれまでの450人から700人に拡大するという決定がされたことである。BFCの1996/1997年次報告書⁽⁹⁾によると、「校長と学校理事会は、それまでよい関係にあった地域や親との関係を、規模拡大後も維持しなければならないと考えた」とある。

背景の一つは学校間の競争であろう⁽¹⁰⁾。その評価は別にして、イギリスでは学校間の競争が働いている。例えば、いわゆる「学区」で通学校が決まるのではなく、親が学校を選択して入学申し込みをする。また全国統一の学力テストの各小・中学校ごとの平均点が、学校名を含んで毎年公表される (League table)。こうした競争は、他の学校と異なる特徴をだすという点でBFCを設置することを促したと考えられる。

より重要な背景は、貧困という地域のニーズである。前述のようにBow中学校はEast Endという貧困地域にあり、社会的不利を負った子どもを多く抱えている。BFCのソーシャルワーカーであるSmith氏によれば、約30年前にドックが閉鎖されその後の再開発の過程で、地域の労働市場が変化し、教育が新たな労働市場へ適応するためには不可欠になった。しかしこの地域では、子ども・家族は教育に価値をおいていない。また子どもに対する (教育上の) 期待は低い。この点を変えたいということが、校長とSmith氏の思いであった。

BFCのアイデア自体は、Smith氏が校長に持ち掛けた。校長が学校理事会に設置を提起し、校庭の隅にある以前給食の調理室だった建物を使用することになった。

(2) 運営主体と財政

Bow中学校にBFCを運営する予算はないので、あるチャリティ (Charity) に運営を持ち掛けたが断られた。そこで 'Bow Education and Community Trust' というチャリティを独自につくり、そこを運営の主体にしている。イギリスのチャリティとは非営利の民間団体で、大小さまざまな数多くの団体が登録され、社会福祉などの公共的

分野で活動を行っている。

BFCの専任スタッフは、ソーシャルワーカーと事務・運営担当の2名である。ここに非常勤の心理カウンセラーが加わる。運営費用は年間35,000ポンドから45,000ポンド(1998年12月現在1ポンド約200円)で、これは学校からの委託費のほか企業などからの寄付でまかなわれている。2000年までは大口の企業からの寄付が継続する予定であるが、その後は未定であるので、実績を示して寄付者を探す必要がある。何とか年間50,000ポンドの予算を確保したいと考えている。National Lottery(宝くじによる財団)などにも援助の申請をしているが、今のところ得られていない。1997年7月から他の中学校が始めた「学校出席への援助事業(attendance support project)」に関わるようになったので、そちらからも委託費を徴収している。この結果、ソーシャルワーカーのSmith氏は週に1日は他の中学でソーシャルワークの仕事をし、BFCには週に4日の出勤となる。また大学からの実習生の受け入れも、収入源の一つである。

(3) スタッフ

BFCには2名の専任スタッフがいる。事務・運営担当(Co-ordinator)のWinさんは50代の温厚な女性。この地域に住んで50年になる。子どももBow中学校出身で、以前親を代表して学校理事会の理事をしていたこともある。彼女のBFCでの役割は主に事務処理を中心としたセンターの運営であるが、後に見るように子どもに対する援助や学校、他機関との連携といった分野でも実質的に活動し、センターを代表して学校理事会の‘Student Welfare’小委員会の構成員になっている。また彼女は、運営主体であるBow Education and Community Trust(BECT)から直接雇用されている唯一のスタッフである。

ソーシャルワーカーのSmith氏は40代の男性。年次報告書の整理によれば、彼のBFCでの役割は①子どもと家族を、彼らが抱える困難や問題に対応することを通して援助すること、②資金源を探すこと、③大学からの実習生の指導をするこ

と、④他機関と連携をとること、⑤学校の諸会議に出席して学校と連携をとること、⑥学校の教職員にアドバイスをすること、⑦研究、となっている。直接援助やそのための連携といったソーシャルワーカーとしての役割のほかに、学校のコンサルタント、資金を確保する事業者としての役割を合わせ持っているといえる。高い能力が要求されることは容易に想像できるし、実際BFCはその成立から、彼のような人材を得ることが出来たから始められたといっても過言ではないだろう。

彼はソーシャルワーカーとして20年の経験を持つ。最初はロンドンで自治体の社会サービス局にソーシャルワーカーとして勤めていた。その後自治体を離れ、「独立の(Independent)」ワーカーとなる。これはどこかの機関に雇用されているのではなく、「独立の」ソーシャルワーカーがある機関から委託されたソーシャルワークという仕事をこなすことを意味する。したがって、BECTとは雇用関係にはない。むしろ、専門家として業務を委託されていると理解出来る。

ここでIndependentのソーシャルワーカーという形態について、若干触れておきたい。‘Independent’を独立と訳したが、例えば「フリーの編集者」という時の「フリー」に近いだろう。こうしたソーシャルワーカーの出現はイギリスでも最近のことであるが、Smith氏の見解は今後NPOの役割が増大するにつれて増加するのではないかとのことであった。この背景にはいわゆる「民営化」政策がある。この評価はさておき、こうしたワーカーであることを選ぶという背景には、それぞれのワーカーが自らは専門職であるという強い自覚をもち、技量に対する自信を持っていることを確認しておく必要がある。またソーシャルワークという職業に対する専門職としての社会的認知の広がりも、こうしたワーカーの出現の条件であろう⁽¹¹⁾。

(4) 建物

BFCは校門を入ってすぐのところに、独立した建物を持っている。これは以前調理場として使用していたもので、「Comes from the old school

kitchen」が、BFCのキャッチフレーズになっている。中に入って左手にソファセットがあり、補助椅子をあわせて使用すれば10名程度がくつろいで話ができる。窓が広く、開放感がある。校庭がよく見える。右手は事務をとるスペースになっている。これらは一つの大きな部屋になっており、全体にゆったりとした印象を与える。奥には小部屋があり、ソファと机があり個別の面談ができる。また別の小部屋は非常勤の心理カウンセラーが使っている。

筆者が最初に訪問したとき、奥の面談室では子どもが学校の教師から個別の学習指導を受けていた。地方教育局から定期訪問して来るSENの担当者が使用することもある。また別の訪問時は、ソファを囲んで生徒たちが自治会を結成する準備会をしており、そこに校長とソーシャルワーカーのSmith氏も加わっていた。このように建物は単にソーシャルワーカーの居場所というだけでなく、学校内の多目的ホールという機能も持っており、それが子どもにとってある種の親しさを感じさせているようである。校門の脇にあることから、子どもも立ち寄りやすい。家や学校に居場所のない子どもが下校時に立ち寄ることも多く、これは常駐しているWinさんの人柄によるところが大きい。こうしたWinさんと子どもの関わりは後述の利用統計には現れないが、BFCの大きな役割であると考えられる。

また、「東ロンドン学校基金」のワーカーが、欠席問題に対応するために夕刻の家庭訪問をしている。このワーカーのためにBFCを週に2回遅くまであけている。これはワーカーの休息と安全の確保のためである。この取り組みを「安全な港(Safe Harbour)」とよんでいる。これはWinさんの業務の一つになっている。

4 Bow Family Centre の活動

(1) 目的

年次報告書によれば、BFCの主要な目的は「子どもが自身の学業上の成果を最大限に伸ばすことを保障すること」である。ワーカーのSmith氏も、

この点を強調していた。しかしながら実際の活動は生活上の困難を持つ子ども・家族に対する個別の援助であり、「学習指導」がなされているわけではない。一見矛盾するように見える点を、どう理解すべきか。

結論的にいえば、子どもの学業達成を得るためには、個別的な福祉的援助が必要であると考えられているということである。学業達成の方法として「たくさん勉強させる」ということではなく、学業達成を阻害している背景に関わるという戦略をとっていることになる。敷延すれば、教育的不利が貧困や社会的不利・不平等を背景に持つことを認識した上で、学校を社会的不利を緩和するための社会的装置の一つととらえ、その延長にBFCの活動があると考えられるだろう。

(2) 援助対象となった子ども・家族とBFCの活動

年次報告書によれば、1996年4月の開設から1997年の7月まで、117の子ども・家族がBFCの援助活動の対象となっている。以下年次報告書が示す、援助対象となった子ども・家族の性格を概観してみよう⁽¹²⁾。

年次報告書では、子ども・家族が抱える困難点を10の要因に分類している。その比率は①欠席—63.2%、②いじめ—44.4%、③人種差別—7.7%、④その他の差別と排除—17.9%、⑤学業不振—39.3%、⑥SEN—22.2%、⑦住宅難と社会保障給付の不備—11.1%、⑧健康上の問題—21.4%、⑨触法行為—8.5%、⑩その他—40.2%、である。多くの家族・子どもが複数の要因を抱えていることを年次報告書も強調しており、重複している要因数ごとの構成比は、単一の要因のみ—30.0%、2要因—21.8%、3要因—10.9%、4要因—12.7%、5要因以上—24.6%、となっている。

民族的な背景をみると、白人—53(57.6%)、バングラデシュ—13(14.1%)、混血—(12)13.0%、ソマリア—5(5.4%)、その他—9(9.8%)で、その他の内訳は、カリブ出身(3)、イギリス生まれのアフリカン(2)、フランス、ナイジェリア、イタリア、その他アフリカが各1である。

まず、多くの子どもの困難が、学校の（長期）欠席を伴いながら起こっていることがわかる。従って子ども・家族の生活困難に対応する中で、学校に出席できる条件を整えていくことが課題の一つとなる⁽¹³⁾。また報告書では、住宅難、人種差別、家族との死別、児童虐待を特に対応が難しい問題としてあげている。

住宅難では、住宅給付の申請を家族を代弁して行うことが必要になってくる。こうした制度の家族への説明は Win さんの役割だが、制度が大変複雑で、理解を得ることがむずかしい。

人種、民族的背景の多様さは、上述の通りである。ソマリアの子どもは、すべて難民である。この地域はソマリアからの難民を多く受け入れており、これを支援するプロジェクトと BFC は協力関係にある。報告書では特にソマリア難民の適応の困難さ、バングラデシュ出身者への差別をあげている。言語のハンディキャップ、異なった文化を理解することの難しさが、背景にある。

家族との死別に伴う心理的ダメージと経済的困窮は、当初予想されていなかった問題だが、活動の中で浮かび上がってきた。特に、バングラデシュ出身男性の高い死亡率を背景として、人種問題と重なる場合が深刻である。住宅難、経済的困窮の中で、英語がよくできない母親が子どもを養育する責任を負わざるを得ないからである。

児童虐待に関わって、13の家族を援助した。これは上記では「その他」に含まれると考えられる。児童虐待からの子どもの保護は、地方自治体の社会サービス局がその責任をもつ。一般的に問題の複雑さと介入の困難さ、対応に求められる緊急性から多くの機関の連携が不可欠とされ、社会サービス局のソーシャルワーカーが連携の中心になる⁽¹⁴⁾。報告書ではこうした連携の中で BFC が果たした役割の大きさを評価し、社会サービス局は（業務を委託したと見なして）委託金を払うべきだと提案している。

こうした多岐にわたる問題に対して、BFC の役割の一つは、他機関と連携をとることである。実際に連携した機関は報告書にふれられているだけ

で「病院」「児童精神保健サービス」「社会サービス局」「地方自治体の住宅」「地方自治体の社会保障給付事務所」「タワーハムレット法律相談所」「市民のための助言団体（民間団体）」「住宅を探すことを支える民間団体」等多岐にわたる。また、非行問題の活動の対象であるから、地方自治体の「青少年サービス」や保護監察官等とも連携をとっているとされる。また問題の複雑さから、一つのケースへの対応に複数の他機関が関わることも多いだろう。こうした場合、BFC が調整を計っている。

もっとも多くの場合、子どもと家族に対する個別的なアドバイスが、具体的な援助の中心になる。Smith 氏によると、思春期から青年期という発達段階特有の性的な悩みを多くの子どもが持っているとのことで、この対応が重要な課題となってきている。またいじめの被害に遭った子どものケアなども含まれる。親に対してはペアレンティング技術を伝えること、また経済的・情緒的に苦況にある親への心理的サポートも重要な仕事である。

こうした多岐にわたる、場合によっては大変複雑で困難な問題に対応するには、継続的な関わりが必要になる。報告書から BFC が関わった期間をみると、1週間未満-23.9%、1週から6週間未満-14.1%、26週間未満-35.9%、52週間未満-21.7%、1年以上-4.3%となっている。これは未終了のものが含まれているから、終了したケースに限定をすればさらに長期にわたるだろう。

報告書では関わった多くのケースでは問題が改善の方向に向かったが、残されたいくつかの「手に負えない」例として、住宅難、児童虐待、死別によるダメージが重なっている例を挙げている。またほとんどの家族が BFC による援助を拒否しなかったことを（拒否は3%にすぎない）、BFC の活動に関して評価できる点としてあげている。

ところで BFC は、家族問題に関して法的な介入の権限を持たない。これはたとえば教育福祉官や社会サービス局のソーシャルワーカーが大きな権限を持つこととは対照的である。この点についての Smith 氏の見解は、本来的なソーシャルワ

クにはむしろ法的な権力は不要ではないかということであった。ソーシャルワークは援助者と被援助者が対等の立場に立って、合意に基づいて進めていくものだという原則を貫くという点に、彼の専門職としての自負がうかがえる。こうした彼の技量の高さがBFCの活動を支えているが、一方で他機関の側からすれば、学校の事業と位置づけられていることが、連携の基礎となっていると考えられる。

(3) SEN 会議

ところでBFCとBow中学校の間では、毎週1回定期的に個別の事例について検討・打ち合わせのための会議を持つ。これは学校側ではSEN会議と位置づけている。筆者はこの会議を傍聴する機会を得た。BFCの具体的な活動の一端を理解するための資料として、その概要を記しておきたい。

時間は午前10時から11時の1時間。場所は学校内の会議室。出席者は第7学年から第9学年までのLow schoolと第10学年以上のHigh schoolのそれぞれのHead(低学年担当の教頭と高学年担当の教頭という理解が近い)、SEN-Coと呼ばれるSEN担当の教員(SEN Co-ordinator)とその助手、BFCからソーシャルワーカーのSmith氏の5名であった。通常は校長も出席するが、当日は所用で欠席であった。SEN-Coは中年の女性で、彼女は英語の教師でもあり、また子ども保護(Child Protection)担当教員をかねている。子ども保護担当教員とは、児童虐待が疑われる、あるいは児童虐待を受けている子どもの処遇に関して、学校内の連絡・調整や担任教師のサポートにあたると同時に、社会サービス局を中心とする学外の関係機関との連携の窓口となる教員である。SEN-Coと同様、通常どこの学校にも置かれる。

当日検討の対象となった子どもは以下の6人である。①学校を欠席がちの子ども。家庭訪問について検討。②学校を欠席がちの子ども。児童虐待の疑いあり。家庭は経済的困窮にある。社会サービス局のソーシャルワーカーとの連携を確認。③学習遅滞の障害児。ステイメントを持っている。現在分離して教育を受けているが、統合していく

かどうか検討。④いじめを受けている子ども。再統合のプログラムをどうするか。⑤レイプの加害者になった子ども。対応について検討。⑥ソマリアから2ヶ月前に難民として来た子ども。対応を検討。これらの子どもの問題はすべて以前から検討、対応されて来たもので、当日の会議では子どもの現状の確認と、対応の再確認(場合によっては再検討)が中心であった。確認のみですむ場合は約5分程度の時間で切り上げ、当日の例では②と⑤の子どもに多くの時間を割いていた。

このように当日の議題に限っても、学校欠席、児童虐待、障害、いじめ、非行、難民と子どもと家族が抱える困難は多岐にわたる。これらの問題を、学校側はSENと位置づけていること、学校外の資源と連携して対応を考えていることがわかる。またSmith氏の関わり方は、BFCの役割を確認するにとどまらず、問題の理解の視点と外部との連携のあり方を積極的に提起して、議論の方向をリードしていた。

5 まとめにかえて一論点のいくつか

以上、BFCの活動を簡単に紹介してきた。学校においてソーシャルワークが行われた場合の具体的な例として、興味深い。しかし冒頭に述べたように活動開始から間もないことから、また資料がきわめて限定的であることから、評価を下すべき時期では無いだろう。以下、今後の論点のいくつかをあげることで、まとめにかえたい。

第1に、背景としての学校の独立性である。これは「民営化」を背景とする学校間の競争と表裏の関係にあることに、留意が必要である。しかしこの独立性が、BFCのような地域に必要とされる取り組みを可能にしていることも事実である。この場合学校の競争が、「学力獲得競争」といった方向ではなく、ソーシャルワークといった公共性の高いものの整備に向いていることは、興味深い。

第2に、運営基盤の不安定性である。本稿での簡単な紹介からもうかがえるように、運営資金の確保が大きな課題である。この点は今後BFCの活動の正否を左右しかねない。しかし、ただか

らこそ、当面の資金のめどがついた時点でとりあえず始めてみるといった先駆性や柔軟さは、評価されてしかるべきだろう。こうしたNPOの特徴をどう生かすことができるかが、問われる。もっともイギリスは伝統的にNPOの活動が活発で、それを支える社会の土壌も比較的整っていることが、BFCの設置の背景にある。

第3に、教育福祉官や社会サービス局のソーシャルワーカーなど、他のソーシャルワーク専門職との関係である。BFCの活動は、本来これらの自治体に所属するワーカーがすべき仕事を肩代わりしているという側面があるように思われる。実際、タワーハムレット行政区では、予算のカットに伴って教育福祉官の人数が減らされており、その仕事の質についても、Smith氏は不満を持っていた。

第4に、ソーシャルワークの専門性の確立と社会的定着である。これまでみたように、BFCの活動は、Smith氏のソーシャルワーカーとしての力量の高さと自負に追うところが大きい。その背景には、ソーシャルワーク自体を専門職として認め、必要とし、育てる社会的土壌がある。この問題の検討抜きでは、学校におけるソーシャルワーク自体、議論しようがない。

第5に、ソーシャルワークの専門性の一定の確立という点を前提として、学校内における教師との連携である。特にBow中学のような「教育困難」を感じる学校において、子どもと同時に教師も支えられるという点で、教師以外の専門職が機能している意味は大きい。一方で学校の開放性が問われる。

第6に、教育の中に、教育的不利の背景としての子どもの社会的不利を認め、それに個別的に関わっていくという考え方があることの意味である。この点は、たとえばSENという概念や、教育福祉官の歴史的展開を考察する中で、より検討がなされる必要がある。しかし、こうした考え方の一定の定着がBFCの活動を裏付けていることは、間違いないと考えてよいだろう。

最後に重要なことは、この点と関わって、学校

の社会的役割とは何かということである。社会的不平等や貧困に対する社会的制度の一環として、学校は位置付くのか。その場合、学校の役割は何か。こうした点の検討について、イギリスの動向やBFCの活動は、議論の材料を提供しているように思える。

本稿の作成に当たり、BFCのMathew Smith氏、Win Dempsyさん、ロンドン・バーネット教育局のRobin Rickard氏に長時間の聞き取りに応じて頂いた。ロンドン大学の富田福代さんには学校理事会について教示を受けた。また弁護士の峯本耕治さん(当時エセックス大客員研究員)には、多くの点で示唆を受けた。記して感謝したい。なお本研究は、札幌学院大学長期海外留研制度の成果によっている。

注

- (1) 教育福祉官の歴史的変遷については、ダフネ・ジョンソン編、岩橋法雄他訳『イギリスの教育と福祉』、法律文化社、1983年、および岩橋法雄「教育と福祉の基本問題」、神田喜延他『教育と福祉』高文堂出版社、1993年、所収、等を参照。
- (2) ダフネ・ジョンソン『前掲書』
- (3) ここでの教育福祉官をめぐる議論の動向は、主にロンドンのバーネット行政区の地方教育局での聞き取り(1997年7月15日、Robin Rickard氏)によっている。バーネットでは教育ソーシャルワーカーと名称を変更している。一人の教育ソーシャルワーカーが1から2の中学校と8から9の小学校を担当し、ひとときに最大40ケースを抱えているというから、かなりの仕事量であることがうかがえる。教員経験者、地方行政局の非行問題担当ケースワーカー(Youth Service)や社会サービス局のソーシャルワーカー経験者を中心に募集しているが、給与が安くリクルートは簡単ではないとのことであった。
- (4) イギリスの義務教育は5歳から16歳の11年である。5歳を第1学年として第6学年までは小学校(Primary school)、7学年からは中学校(Secon-

dary school) に通う。

- (5) 学校理事会とは学校の運営主体となる組織で、1986年教育法でその機能が強化された。理事は基本的に選挙で選出され、いくつかの小委員会に分かれている。例えば Bow School Prospectus 1997/98によると、Bow 中学校の場合 12名の理事の構成は、それぞれの母体から選挙で選ばれた理事が教員 1名、親 3名、これに校長 1名、地方教育局から 2名、以上の 7名の中で選出した (Co-opted) 理事が 5名である。この 5名には親、地方教育局、事務職員がそれぞれ 1名含まれている。これらの理事は、5つの小委員会 (Buildings and Services、Curriculum、Finance、Personnel、Student Welfare) にそれぞれ所属している。1986年教育法によると、学校理事会は、カリキュラム、学期、規律、予算、報告及び総会、入学、学校職員の任用及び解雇、学校施設について責任を持つこととされている。なお筆者はエセックス州 St. Osyth 小学校の学校理事会の議事を傍聴する機会を持ったが、活発かつ実質的な討議をしていると印象がある。
- (6) “Excellence for all children” Department for Education and Employment 1997。なおステイメントを持つ子どもは 3% である。
- (7) 各段階の説明は、主に前述のパーネット地方教育局での聞き取りによっている。
- (8) この追加の人的配置の方法は、各地方教育局で異なる。例えばパーネットでは以前は地方教育局のスタッフが個別教育計画に基づいて 1日 2時間から 5時間程度学校に派遣されていたが、1996年からその人件費相当分を各学校に支払い学校が追加の職員を雇用する形式に改めた。古いやり方では子どもに接するスタッフが入れ替わることが多く、現在はロンドンの多くの行政区が後者のやり方に切り替えているが、BFCのあるタワーハムレットでは地方教育局のスタッフが各学校を訪問する形式を維持している。
- (9) Bow Family Centre Annual Report April 1996-July 1997。なおこの 12頁にわたる年次報告書が、現在のところ唯一の BFC の活動に関する出版物である。

(10) いわゆる「民営化」を大きな背景にしながら、学校理事会を通して学校の独立性と父母の運営への参加を進める一方で、学校間の競争を通して子どもの学力を促進しようということが、イギリスの 1980年代以降の「教育改革」の方向であるように思われる。この点の評価はここでの課題ではない。

- (11) なおアメリカではいわゆる「開業ソーシャルワーカー」が出現しているが、Independent のワーカーはこれとは異なる。前者はクライアントがワーカーからソーシャルワークというサービスを直接購入して、その対価をワーカーに支払う。その点で市場原理の中にあるし、また貧困層は事実上対象となり得ない。後者は NPO や自治体が一定の業務を委託し、ワーカーはそれらの機関から費用を受け取る。クライアントから見ればサービスは無料である。
- (12) 前掲年次報告書。なお以下の数字は、報告書に示されているものを再集計したものが含まれている。また民族的背景は母数が 92 で 117 とあわない。1996年 4月から 9月までの準備期間を含んでいないものと思われる。
- (13) この点は、日本における「不登校・登校拒否」問題における議論の方向と異なっているように見える。日本においては、学校以外の「居場所」をどう確保していくかが、一つの焦点だからである。もっとも、イギリスにおいても「日本的な」不登校問題が、また日本においてもここに述べたような「イギリス的な」欠席問題が無いわけではない。この議論の方向の差は、入試制度の違いや、教育における「自由度」がどの程度あるかといった社会制度の違いを反映しているのかもしれない。また実質的に学習の機会をどう保障するかという点では、議論は共通しているともいえる。いずれにせよ、ここではこれ以上議論を深める材料を持たない。
- (14) イギリスの児童虐待に対する対策 (Child protection) の日本と比較しての特徴は、子どもの保護に際しての親権の制限の容易さと、多機関の有効な連携にある。学校はその重要な一つである。なお社会サービス局とは、地域での生活問題に対する福祉的援助を行う基幹の組織で、地方自治体に属する。
- (松本伊智朗・札幌学院大学人文学部助教授)